

速度取締り指針

○小松警察署の速度取締り重点

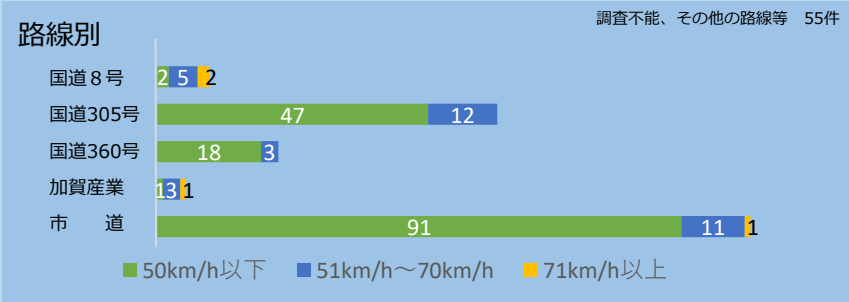
重点路線	重点時間帯	区域	速度規制
国道8号	4:00～8:00 14:00～16:00 20:00～22:00	全線 (高堂IC周辺～二ツ梨IC周辺)	法定速度60km/h
国道305号		平面町地内～矢田野町地内	法定速度60km/h 指定速度50km/h
加賀産業道路		上八里町地内～八幡地内	法定速度60km/h

★重点以外の場所、時間帯にあっても、取締りを実施します。

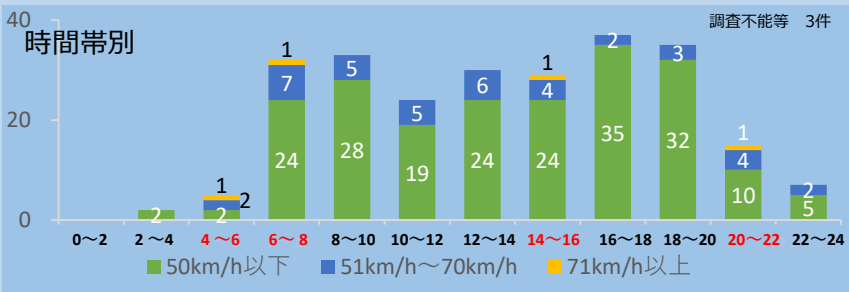
○小松警察署における交通事故実態

交通死亡事故(過去3年下半期6件)
路線①：国道8号1件 ②：国道305号1件 ③：国道416号1件④：主要地方道小松山中線1件 ⑤：市道2件

危険認知速度(事故直前の速度)別 人身事故発生状況（過去3年下半期 252件）



▼ 国道8号、国道305号及び加賀産業道路で高速度の事故が発生している。



▼ 6～10及び16～20の時間帯で事故の発生が多い。

▼ 4～8及び14～16、20～22の時間帯で高速度での事故が多い。

令和7年（1月～4月）の人身事故概要

- 人身事故45件、死者2人、負傷者49人
- 発生時間帯では、67%が日中（日の出から日没まで）において発生
- 道路形状別では、49%が交差点や交差点付近で発生

○その他の交通指導取締り要点

- ・ 交差点等における交通事故が多いことから「一時不停止」「横断歩行者妨害」「信号無視」の取締りを強化します。
- ・ 通学路における交通安全確保の観点から、通学路における交通安全指導を行います。